

あなたの農機具の買い替えをお手伝いします

災害共済金
損害額 × 共済金額
新調達価額

満期共済金
補償終了時に共済金額を
満期共済金としてお支払いします

さ・ち・に！

『臨時費用担保特約』

臨時費用共済金

災害共済金の
10%相当額を加算
災害共済金 80万円の場合
80万円×10%=8万円

傷害費用共済金

死亡・重大な後遺障害
共済金額の30%(50万円上限)をお支払い
30日以上入院加療
共済金額の5%(20万円上限)をお支払い

※災害共済金が支払われない場合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金は支払いません。

加入できる農機具

未使用の状態取得した農業機械5万円
以上のものはほとんど加入できます。

※販売や研究等に使用する農機具及び常時水没・地滑り・崖崩壊・山崩れ等のおそれのある
建物に格納されている農機具は加入できません。

共済金額

最低3万円～最高 1,000万円
(農機具の新調達価額の範囲内です。)

共済掛金

共済責任期間・共済金額に応じて算出します。

※掛金前納制度もあります。ただし、5年以内の契約は利子相当分に20%源泉分離課税されます。

共済責任期間

農機具の耐用年数により3～7年で
お選びください。

※責任開始は共済掛金の払い込みをした日の午後4時から始まります。

対象となる事故(共済事故)

接触・衝突



転覆・墜落



地滑り・土砂崩れ



盗 難



物体の落下・飛来



破裂・爆発



火災・落雷



風・雪害等自然災害
(地震・噴火を除く)



異物巻き込み



鳥獣害



稼働中の事故は損害の額が新調達価額の30%に相当する金額、又は30万円以上の損害から支払い対象となります。

※上記に該当しない事故は、支払い対象となりません。

お支払いできない事故(損害)があります

- 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- 故障によって発生した損害 ●凍結によって発生した損害 ●消耗部品にのみ発生した損害
- 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- 故意又は重大な過失によって発生した損害

お支払い

新調達価額500万円のトラクターが共済事故で80万円の損害となった場合

加入額
500万円

損害額
80万円

加入額
500万円
新調達価額

＝

お支払い
共済金
80万円

加入額
250万円

損害額
80万円

加入額
250万円
新調達価額

＝

お支払い
共済金
40万円

復旧義務…損害を受けた場合、1年以内に必ず修理(全損の場合は新規購入)していただくことになります。
もし、復旧しない場合には、時価損害額までのお支払いとなります。

免責

共済事故の内容等により損害額の一部を免責させていただくことがあります。

内 容	免責割合
整備点検不良による共済事故	10% ～ 100%
不適切操作による共済事故	5% ～ 100%
盗難による損害	0% ～ 20%
同一責任期間内の複数回事故	2回目事故 (以降1回増すごとに) 30% (10%)
事故発生通知遅延	10% ～ 100%

掛 金

臨時費用担保特約付		単位：円				
共済金額	分前	3年	4年	5年	6年	7年
50万円	分 納	166,045	124,545	99,645	83,045	71,195
	前 納	494,664	492,998	491,339	489,683	488,084
100万円	分 納	332,090	249,090	199,290	166,090	142,390
	前 納	989,329	985,997	982,679	979,366	976,168
300万円	分 納	996,270	747,270	597,870	498,270	427,170
	前 納	2,967,987	2,957,993	2,948,037	2,938,098	2,928,506
500万円	分 納	1,660,450	1,245,450	996,450	830,450	711,950
	前 納	4,946,646	4,929,989	4,913,395	4,896,831	4,880,844
1,000万円	分 納	3,320,900	2,490,900	1,992,900	1,660,900	1,423,900
	前 納	9,893,293	9,859,978	9,826,790	9,793,662	9,761,688
『地震等担保特約』が付けられます		地震または噴火による損害(地震等事故)の額が新調達価額の5%以上(損害割合が5%以上)となった場合に加入金額の50%を限度に下記算式により共済金をお支払します。 ※地震災害共済金が支払われる場合は、臨時費用共済金は支払われません。				
臨時費用担保+地震等担保特約付		単位：円				
共済金額	分前	3年	4年	5年	6年	7年
50万円	分 納	166,641	125,141	100,241	83,641	71,791
	前 納	496,441	495,360	494,280	493,200	492,173
100万円	分 納	333,283	250,283	200,483	167,283	143,583
	前 納	992,883	990,720	988,561	986,400	984,347
300万円	分 納	999,849	750,849	601,449	501,849	430,749
	前 納	2,978,650	2,972,160	2,965,684	2,959,202	2,953,042
500万円	分 納	1,666,415	1,251,415	1,002,415	836,415	717,915
	前 納	4,964,416	4,953,601	4,942,808	4,932,004	4,921,738
1,000万円	分 納	3,332,830	2,502,830	2,004,830	1,672,830	1,435,830
	前 納	9,928,833	9,907,202	9,885,616	9,864,009	9,843,476

※上記金額以外にも1万円単位で自由にご加入できます

◎農機具更新共済にご加入いただける方は、組合の区域内に住所を有する「農業に従事する」方々です。

◎全幅1.7m、最高時速15km/hを超える農機具で公道を走行する場合、大型特殊免許が必要です。

ご不明な点・お申込みは最寄りの支所までお問い合わせください
安心のネットワーク

NOSAI長野 長野県農業共済組合

□諏 訪 支 所
〒391-0013 茅野市宮川4392-1
TEL 0266-73-3211
FAX 0266-73-3214

□上 伊 那 支 所
〒399-4431 伊那市西春近2526
TEL 0265-73-2221
FAX 0265-73-9181

□上 小 支 所
〒386-0151 上田市芳田1817-2
TEL 0268-35-3333
FAX 0268-36-4154

□木 曾 支 所
〒397-0001 木曾郡木曾町福島2420-2
TEL 0264-24-2367 FAX 0264-24-3122

□松 塩 筑 支 所
〒390-0851 松本市大字島内1666-777
TEL 0263-40-2503 FAX 0263-48-0750

□安 曇 野 支 所
〒399-8211 安曇野市堀金島川2661-2
TEL 0263-72-5192 FAX 0263-72-5191

□北アルプス支所
〒398-0002 大町市大町1630-1
TEL 0261-22-8488 FAX 0261-22-8240

□北 信 支 所
〒389-1105 長野市豊野町豊野631
(長野市豊野支所庁舎2階)
TEL 026-219-2890 FAX 026-215-3031

□更 埴 出 張 所
〒389-0804 千曲市大字戸倉2388
TEL 026-214-3258 FAX 026-214-3236

□本所 長野県農業共済組合
〒380-0935 長野県長野市大字中御所字岡田79-5
TEL 026-217-5800 FAX 026-217-5816
URL <http://www.nosai-nagano.or.jp>

満額加入で
満額補償!!



さらに臨時費用共済金・傷害費用共済金

☆災害共済金の10%相当額を加算してお支払いします。
☆死亡・後遺障害を受けた場合、または30日以上入院加療を要したときは(災害共済金の支払対象事故の場合のみ)
死亡・後遺障害: 共済金額の30%最高50万円
入院(30日以上): 共済金額の5%最高20万円
が出ます。

さらに 共済関係の自動復元

事故による損害額が事故発生時点の時価額より小さい場合は災害共済金を何回お支払いしても契約した共済金額は変わりません。

※損害額が時価額より高いときは、その時点で契約は消滅します。

安心
つていいよね。



損害共済に乗用草刈機、果樹高所作業台車、

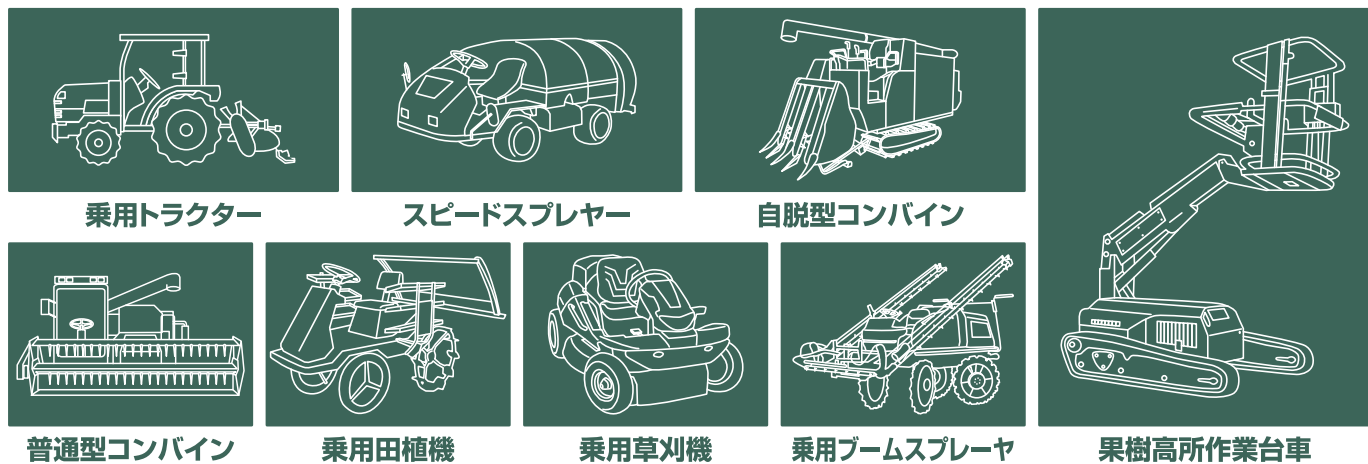
乗用ブームスプレーヤを新たに追加!

損害

農機具は、農家の大切な財産です。NOSAIは あなたの財産を守ります。

加入できる農機具

8種類の農機具が加入できます。(8種類の農機具全て 耐用年数7年)
個人で所有しているものはもちろん、共同所有のものも加入できます。



☎ ロボット農機具「レベル1」の補償もお任せください。

ロボット農機具「レベル1」とは？

運転者の搭乗を前提とし、自動運転から手動運転の切り替えが随時可能で、運転者が危機回避を行うことができる農機具を指します。

例、直線アシスト機能付き田植え機、トラクター、コンバイン
自動操舵機能付きトラクター、コンバイン

対象となる事故（共済事故）



稼働中の事故は損害の額が新調達価額の10%に相当する金額、又は10万円以上の損害から支払い対象となります。

※上記に該当しない事故は、支払い対象となりません。

契約期間と共済金額（加入金額）

責任 期間	共済責任開始日の午後4時から 1年間	共済 金額	1台あたり 新調達価額の範囲内で 50万円から 3,000万円まで
----------	-----------------------	----------	--------------------------------------

お支払いできない事故(損害)があります

- 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- 故障によって発生した損害
- 凍結によって発生した損害
- 消耗部品にのみ発生した損害
- 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- 故意又は重大な過失によって発生した損害



共済金の支払いは

新調達価額 100万円
の場合

修理代金

新調達価額 300万円

加入金額 300万円

災害共済金

加入金額 300万円
新調達価額 300万円

修理代金 100万円

＝ 100万円
のお支払い

新調達価額 50%加入のBさんへは...

新調達価額 300万円

加入金額 150万円

災害共済金

加入金額 150万円
新調達価額 300万円

修理代金 100万円

＝ 50万円
のお支払い

新調達価額とは

共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。価格は希望小売価格(消費税含む)となります。

新調達価額 100万円
新調達価額 300万円

新調達価額 50%加入の加入を
おすすめします！

新たに農機具を修復する費用を補償します。修理工場までの運搬費用や引き上げ費用も対象です。
※1年以内に修理されないときは、「時価損害額」を基準にお支払いすることになります。

さらに「臨時費用担保特約」でワイドな補償

災害共済金に共済事故に伴う臨時の費用として、災害共済金の10%相当額を臨時費用共済金としてお支払いするほか、次のいずれかに該当する場合は、臨時費用共済金に加算してお支払いします。

死亡・重大な後遺障害

加入金額の30%
(50万円限度)

傷害費用共済金

30日以上入院加療

加入金額の5%
(20万円限度)

災害共済金が支払われない場合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金をお支払い致しません。

「付保割合条件付実損填補特約」(詳しくはNOSAIへご相談ください。)

- 中古購入農機具は、この特約を付帯しなければ加入できません。
- 中古購入農機具の場合は、購入時の価格と時価額のいずれか低い金額を上限に加入者が選択します。
- 新品で取得した農機具にもこの特約を付けることができます。
- 中古購入農機具は、約定割合を100%と選択することで割増しなく主契約と同じ掛金で補償できます。

「地震等担保特約」(詳しくはNOSAIへご相談ください。)

地震または噴火による損害(地震等事故)の額が新調達価額の5%以上(損害割合が5%以上)となった場合に加入金額の50%を限度に右記算式により共済金をお支払いします。

地震災害共済金＝損害の額 × $\frac{\text{加入金額} \times 0.5}{\text{新調達価額}}$

※地震災害共済金が支払われる場合は、臨時費用共済金は支払われません。

共済掛金（1年間・臨時費用担保特約付）

加入金額(万円)	50	100	300	500	800	1,000	1,300	1,500	1,800	2,000
掛金(円)	2,150	4,300	12,900	21,500	34,400	43,000	55,900	64,500	77,400	86,000

地震等担保特約を付する場合は、下記掛金表を参考にしてください。
臨時費用+地震等担保特約付

加入金額(万円)	50	100	300	500	800	1,000	1,300	1,500	1,800	2,000
掛金(円)	2,718	5,436	16,308	27,180	43,488	54,360	70,668	81,540	97,848	108,720

免責

対象となる共済事故であって、その原因が下記の場合には損害額の一部を免責させていただくことがあります。

内 容	免 責 割 合
整備点検不良による共済事故	10% ～ 100%
不適切操作による共済事故	5% ～ 100%
盗難による損害	0% ～ 20%
同一責任期間内の複数回事故 2回目事故（以降1回増すごとに）	30%（10%）
事故発生通知遅延	10% ～ 100%

※同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は、共済金額が限度です。

Q&A

Q 格納場所の納屋が火災にあって、農機具が一部損傷した場合、支払対象になりますか？

A 損害の程度にかかわらず対象となります。

Q 稼働中に動かなくなった場合、支払対象になりますか？

A 稼働中の事故は、新調達価額の10%又は10万円の損害から対象となります。又原因によりますが、衝突・転覆など外的衝撃を伴わない電気系統の接続不良、燃料フィルターの詰まりなどによるものは、支払対象外となります。

Q 農作業中でなく、圃場への移動途中の事故も支払対象になりますか？

A 稼働中の事故として、新調達価額の10%又は10万円の損害から対象となります。

Q 翌日又は時間をおいて作業するために一時的に圃場に置いていた時に発生した、盗難又はき損の損害は支払対象になりますか？

A 支払対象となりますが、カギの管理の仕方により一部免責となります。

もし事故が起きたら

ご加入された農機具に万が一事故が発生した場合は、ただちにお近くのNOSAIへご連絡ください。
共済事故の損害額は、修理工場等の請求書を参考に査定させていただきますので、農業機械整備技能士のいる農業機械整備認定工場の請求書を提出してください。

※事故発生報告が遅れ「共済事故」「損害額」の確定ができない場合は、共済金のお支払いができません。

- ◎ 農機具損害共済にご加入いただける方は、組合の区域内に住所を有する「農業に従事する」方々です。
- ◎ 全幅1.7m、最高時速15km/hを超える農機具で公道を走行する場合、大型特殊免許が必要です。